

2024 年 10 月法令基準 法改正事項

● A 分野改正事項

■【フラット 35】

- ・2024 年 10 月以後に適用される【フラット 35】子育てプラス等の利用要件

新築住宅を建設または購入する場合、フラット 35 の金利引下げ制度を利用できない内容が追加された。なお、既存住宅を購入する場合は、フラット 35 子育てプラスは利用でき、下記①の対象区域であっても金利引下げ制度を利用しないフラット 35 は利用できる。

次の①の対象区域において新築住宅を建設または購入する場合、②の金利引下げ制度は利用ができなくなるもメニューが追加された

① 対象区域

- ・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
- ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域：追加
- ・災害危険区域内の地滑り防止区域：追加

② 金利引下げメニュー

- ・フラット 35 子育てプラス：追加
- ・フラット 35 S
- ・フラット 35 維持保全型

■労災保険

- ・労災保険の特別加入制度にフリーランス（特定受託事業者※）も特別加入ができるようになった（2024 年 11 月 1 日施行）

※特定受託事業者：特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法）に規定する事業受託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの

一人親方その他の自営業者等の特別加入（第 2 種特別加入）の対象となる事業に下記の事業が追加された。なお、第 2 種特別加入保険料率は、個人タクシー事業者 1,000 分の 11、特定フリーランス事業を行う者は 1,000 分の 3 と異なる。

「フリーランス（特定受託事業者）」が業務委託事業者（法人個人を問わない）から業務委託を受けて行う事業（特定受託事業）または「フリーランスが消費者（業務委託事業者以外の者）から委託を受けて行う特定受託事業と同様の事業※

※これらの事業を「特定フリーランス事業」という（他に特別加入可能な事業または作業（個人タクシーや IT フリーランスなどに係る事業または作業を除く）

加入対象者は以下のとおり

- ①労働者以外の者であって、特定フリーランス事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- ②労働者以外の者で、上記①が行う事業に常態として従事する者

特定フリーランス事業を行う者の住居と就業の場所との間の往復は、労災保険の通勤災害の認定に準じるものとされた。

■雇用保険

・教育訓練給付の拡充（2024 年 10 月 1 日施行）

①**専門実践**教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に**賃金が上昇した場合**、改正前の追加給付（20%）に加えて、さらに受講費用の 10%を追加で支給する。

②**特定一般**教育訓練給付金について、資格取得し**就職した場合**、受講費の 10%を追加で支給する。

	専門実践	特定一般
本給付	(50%)	(40%)
資格取得費追加給付	(20%)	10%
改正後の賃金上昇追加給付	10%	—
最大給付率	80%	50%

（ ）内は改正前の数値

■その他

・児童手当の拡充（2024 年 10 月 1 日施行）

①所得制限を撤廃

これまで、子ども 2 人と配偶者の年収が 103 万円以下の場合で、主たる生計者の年収が 960 万円以上のケースなどは支給に制限があったが、所得にかかわらず全額支給となった。

・3 歳未満

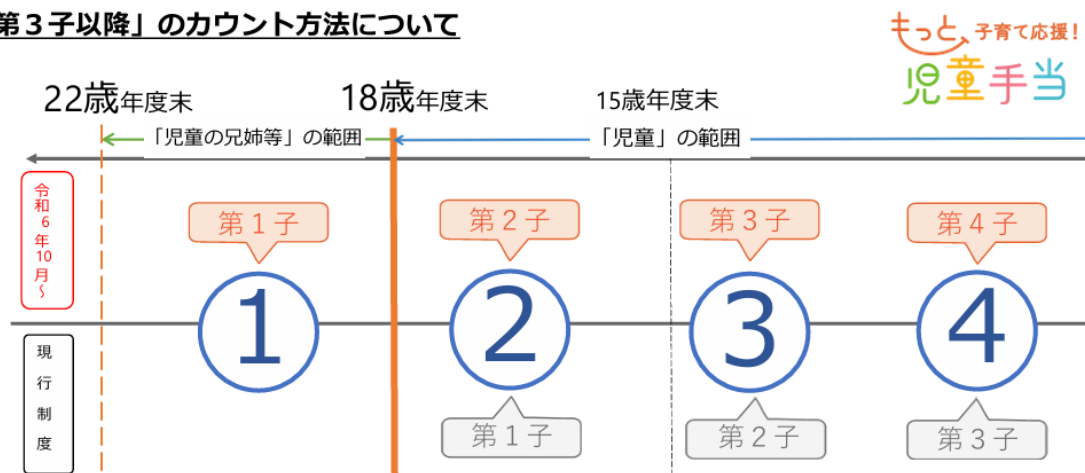
第 1 子、第 2 子：15,000 円 第 3 子以降：30,000 円

・3 歳～高校生年代

第 1 子、第 2 子：10,000 円 第 3 子以降：30,000 円

「第 3 子以降」とは、児童及び児童の兄姉等（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した後の 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあって親等に経済的負担のある子をいう。以下同じ）のうち、年齢が上の子から数えて 3 人目以降の子のことをいう。

「第 3 子以降」のカウント方法について



②支給期間を高校生年代まで延長

これまででは中学生以下が支給対象であったが、高校生年代^{※1}も支給対象となった。

※1 18 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで

③第3子以降の支給額を3万円に増額

こども3人以上の世帯が特に減少していることから、多子世帯^{※2}にさらに手厚い支援を実施。多子加算の子の数え方も見直した。

※2 児童と18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある子のうち、親等の経済的負担のある子の合計人数が3人以上いる世帯（上の子について、高校生年代までをカウントという扱いを見直し、進学か否か、同居か別居かにかかわらず親等の経済的負担がある場合は22歳年度末までカウント対象となる）

④支給回数を偶数月の年6回に増加

これまでの4ヵ月分ずつ年3回から、2ヵ月分ずつ偶数月年6回の支給に変更された。

なお、2025年3月31日までの申請で、拡充分を2024年10月分から受給することが可能。

●B分野改正事項

■個人向け火災保険参考純率の改定（2023年6月）→2024年10月火災保険料に反映

- ・住宅総合保険の参考純率について、全国平均で13.0%引き上げ
- ・水災に関する料率を地域のリスクに応じて5区分に細分化

①市区町村別に

②保険料の安い「1等地」から保険料の高い「5等地」までの5区分

③「1等地」に比べ「5等地」は約1.2倍の保険料

※原則、大手損害保険会社の保険料は10月より改定されている。

参考純率とは、料率算出団体が算出する純保険料率のことで、損害保険料算出機構では料率算出団体として、会員保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して火災保険の参考純率を算出し、会員保険会社に提供している。

●C分野改正事項

■2024年7月金融政策決定会合での決定内容

①金融市場調節方針の変更

短期金利（無担保コールレート：オーバーナイト物を0.25%程度に引上げ（従来は「0～0.1%程度」）

②長期国債買入れの減額計画

国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ、予見可能な形での減額が適切